

寡婦（寡夫）控除みなし適用のご案内

三種町では、9月1日より、未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（寡夫）控除」が適用されるとみなして、利用料の減額等を行う「寡婦（寡夫）控除のみなし適用」を実施します。

1. みなし適用の対象事業

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 保育園、幼稚園、認定こども園の保育料
- 自立支援給付（障害福祉サービス・自立支援医療・補装具）
- 障害児通所支援
- 日常生活用具給付事業
- 日中一時支援事業 等

2. 対象となる方

三種町に住所を有し、所得の額の計算の対象となる年（前年）の12月31日現在および申請日現在、次のいずれかに該当している方

(1) 婚姻歴のない母

- 未婚の状態であり、現在も婚姻状態（事実婚含む）にない方
- 生計を同じくする20歳未満の子がいる方

控除額 27万円

※右記に加え、前年の合計所得金額が500万円以下の方は特別寡婦に該当します。控除額 35万円

(2) 婚姻歴のない父

控除額 27万円

- 未婚の状態であり、現在も婚姻状態（事実婚含む）にない方
- 生計を同じくする20歳未満の子があり、前年の合計所得金額が500万円以下の方

※みなし適用の申請によって、実際の税額の算定に控除が適用されるものではありません。また、みなし適用を申請しても、所得の状況によって、利用料等の減額等にならない場合があります。

3. 申請方法

次の窓口で申請書類一式をご提出ください。

- 福祉課、各総合支所地域生活係
- 申請に必要なもの

- 申請書（窓口）に備え付けています
- 印鑑
- 戸籍全部事項証明書
- その他必要に応じて、住民票、所得課証明書などの提出を求められることがあります。

◆問い合わせ先 福祉課 子育て支援係 ☎85-4836 ・ 福祉係 ☎85-2190

架空請求にご注意ください！

「訴訟最終告知」という内容のハガキが届いたが、覚えがない」、「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

架空請求の請求手段は、ハガキ、SMS（ショートメッセージサービス）など様々です。法的措置をとるなどと記載をしたり、実在の事業者名をかたつて本物と思わせたりして、消費者の不安をあおるケースも見られます。

また、架空請求は消費者の情報完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。

訴訟〇〇センター等を名のり消費料金の件で訴訟を開始するというハガキ、有名企業を名のり有料動画の未納料金の件で連絡が必要というSMS等が届いた場合は、「消費者ホットライン（局番なしの188）」を活用し、本当に支

払いが必要かどうかを確かめましょう。

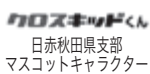
三種町ホームページでは、振り込め詐欺など、今起きている悪質な詐欺情報を随時お知らせいたしますので、ご覧ください。



◆問い合わせ先
 商工観光交流課 商工係
 ☎85-4830

義援金のお礼

平成30年7月の台風7号及び梅雨前線等に伴う大雨災害により、西日本を中心に甚大な被害が出ました。



日赤秋田県支部
 マスコットキャラクター

山本赤十字奉仕団では、この災害で被災された方々を支援するため、山本総合支所内に義援金箱を設置しましたところ、多くの皆さまからご協力いただき、集まりました金額（12,089円）を日本赤十字社秋田県支部を通じて、被災地にお届けしました。

あたたかいご支援ありがとうございました。